代官所の設置

慶長十四年 (一六〇九) 島津氏の琉球入り後、大島五島は薩摩直属に帰した。そして、慶長十八年 (一六一三) 界島をも管轄することになった。 ア島をも管轄することになった。 の中枢として、 原長十四年 (一六〇九) 島津氏の琉球入り後、大島五

六九○)徳之島から分離し、翌四年(一六九一)沖永良 一六)に至り初めて代官として相良勘解由が赴任した。 一六)に至り初めて代官として相良勘解由が赴任した。 一六)に至り初めて代官として相良勘解由が赴任した。 一六)に至り初めて代官として相良勘解由が赴任した。

屋と呼んでいた。横目官舎の位置は、現在の撰正蔵氏宅役官舎の位置は、今の和泊郵便局向かい側でここを中仮沖永良部支店の敷地で、これを大仮屋と呼んでいた。附常島に代官詰所を設け与論島ともあわせ管轄した。

二 代官所の職制

を他に移転した。

北側を西仮屋と呼んでいたが、

安政四年に至り東西仮屋

の東側および東北の二ヵ所に設けられ、東側を東仮屋、

代官 一人。藩公の代理として無上の権力を有し島政代官 一人。藩公の代理として無上の権力を自己がある。(「大島代官記」によると寛永十四年までは奉行とかしか。(「大島代官記」によると寛永十四年までは奉行といい、寛永十六年以降は代官と言わず

永十八年以来二人に増加した。 罪人の糺間その他為政上監督の地位にあった寛横目(検事) 一人。一に見聞役または検事とも称し、

附役 二人。代官に付随して島内全般の事務を処理す。

に当たった。 書役 数名。代官の指揮に従い、附役を補佐し、庶寛永十八年以来三人に増加した。

(付) 代官、横目、附役は藩庁より派遣され、最初は 一年または三年であったが、後に四年交代と なった。彼らはいずれも単身で赴任したから、 多くは 妾をおいた。これをアングシヤリ(姉 のである。

三 間切役所の職制

れも和泊村にあった。 方行政の中枢を間切役場といった。各間切の役場はいず地方の行政区画は琉球服属時代と同じく三間切で、地

どり、罪人礼間に当たる。知行十石御切米二石。与人役 一人。大親を補佐し、主として戸籍をつかさたが、 一人。間切一切の事に当たる。知行二十石御大親役 一人。間切一切の事に当たる。知行二十石御各間切の役員は次のとおりである。

び職制は次のとおりである。

知行五石。 目指 数人。大親、与人の指揮に従い、庶務に従事す。

・ 役とは労働の賦課である) 功才 数人。掟役を補佐す。夫役を免ぜられる。(夫)

る。 居番 村民輪番にてこれを勤む。村役場の小使であ

とした。横目役はいずれも銀簪を許され、その地位およ協議をもって決行し、掟役これを指導した。一ヶ間切に関する事は掟役の合議をもって大親役これを処決した。関する事は掟役の合議をもって大親役これを始ずり、全島に関す罪人糺間と戸籍調査は与人役これを、掌り、全島に関す罪人糺間と戸籍調査は与人役これを指導した。一ヶ間切に関をもって大親役に代えた。万治二年(一六五九)に至り横目役を増置し、元禄以後さらに増員して与人の補佐とした。横目役はいずれも銀簪を許され、その地位おより横目役を増置し、元禄以後さらに増員して与人の補佐とした。横目役はいずれも銀簪を許され、その地位おより横目役を増置し、元禄以後さらに増員して与人の補佐とした。横目役はいずれも銀簪を許され、その地位おより横目役を増置し、元禄以後さらに増している。

間切横目 惣横目ともいい、犯人糺間、戸籍整理等監間切横目 惣横目ともいい、犯人糺間、戸籍整理等監間切横目 惣横目ともいい、犯人糺間、戸籍整理等監

米五合。人夫一人宛を受く。 田地横目 田地の事を取り扱う。勤務日数に応じ一日

竹木横目 砂糖樽用の榑木その他の竹木の事を掌る。 津口横目 船舶の出入を検査す。役料同右。

に増置されたものである。 黍横目以下竹木横目までは、いずれも元禄十一年以後

子六名、黍見回(不明)、掟二十四名、と見えている。名、津口横目(不明)、竹木横目(不明)、目指六名、筆ては、与人六名、惣横目六名、黍横目七名、田地横目六以上は大島本島における職制であるが、徳之島におい

す。簪黄鉢巻を許さる。子は空役として夫役を与人 三名。各知行十石、島中一切の行政事務を統轄ようであるが、後に多少の改廃があったようである。沖永良部島においては、琉球服属時代の制を襲用した

与人の指揮を受けて庶務を処理す。目指 三名。役料知行五石、一にオヨビヂウとも称え、

免ぜらる。

村の長にして村を代表し村内を統理す。

按 十八名。役料一人一日米五合、俗にウッチと称え、

作見可 人員二十九名。年貢瑭の直寸け、施肥、仅嬳十見可 人員二十九名。年貢瑭の直寸け、施肥、仅嬳功才 人員数十名。掟を補助し村内の事務を掌る。二功才 人員数十名。掟を補助し村内の事務を掌る。二

の監察・督励をなす。 作見回 人員二十九名。年貢糖の植付け、施肥、収穫

居番 村民輪番にこれを勤む。村役所の小使いである。

を補佐せしめた。 になって横目役を増置して与人を将に年(一七一八)になって横目役を増置して与人

間切横目

人員七名。享保三年に置かる。

役料四石。

国船他藩船の漂着などのとき取り締まりをな出入船舶の検査、砂糖密売の取り締まり。外津口横目 人員三名。元文四年(一七三九)に置かる。与人を補佐し庶務をつかさどる。

斗。作見回りをして耕作収穫を督励す。る。津口横目として兼務せしむ。役料三石六田地横目 人員六名。宝暦十二年(一七六二)に置か

および植林の奨励をなす。 山方横目 人員三名。宝暦年間に置かる。山林の保護

書役助二人、唐通事あり。 右のほかに代官に出仕する書役四人、書役定助四人、

それ以下は代官においてこれを任免した。与人、横目、書役は藩庁御家老においてこれを任免し、

書役助 島役人が自分の子供らを願い出て、書役見習助といい、書写・文案作成に当たる。 定助 書役の定員になっているのを替役、または定

稽古、茶番などという名目で代官所に採用され

る者がいたが、見習がだんだん書写や連絡文がる者がいたが、見習がだんだん書写や連絡文が

唐通事 寛保三年(一七四三)からこの役が置かれた。 唐通事 寛保三年(一七四三)からこの役が置かれた。

任ぜられた。 天保年間に、夏鼎幹(夏鼎用男)、曽勲は学